

## [アプリからの口座開設に係る特約]

### 1. (特約の適用範囲等)

この特約は「新規口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)から開設したさわやか信用金庫(以下「当金庫」といいます。)のスマホ専用普通預金に適用される事項を定めるものです。

- (1)この預金は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「ICカードの特約」、「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定」(以下、あわせて「各種預金規定」といいます。)によるほか、本特約により取扱います。  
なお、「各種預金規定」とこの特約とで相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。
- (2)この特約は「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「普通預金規定」が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「普通預金規定」に従います。

### 2. (預金契約の成立)

口座開設アプリからの申し込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、口座開設手続き後に送付するキャッシュカード等が当金庫に返戻されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設したこの預金を解約できるものとします。

### 3. (お届け印)

- (1)口座開設アプリを利用した普通預金の口座開設にあたっては、ご印鑑の届出は不要です。
- (2)以下の取引が発生した場合には、お取引店の窓口にてご印鑑をお届けいただくこととします。
  - ①公共料金等各種口座振替の引き落とし口座に当該口座を指定する場合、お届け印が必要となる口座振替契約を締結する場合。
  - ②当金庫が取引にあたって届出印が必要となる場合
  - ③ご融資の取引を開始する場合  
※但し、WEB完結型ローンのみをご利用の場合を除きます。
  - ④各種、諸届の申し出の場合

#### 4. (通帳の不発行)

口座開設アプリで開設した預金は、通帳を発行いたしません。

#### 5. (普通預金の預入れ、払戻し等)

- (1) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機も含みます。)により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。
- (2) 現金自動預入払出兼用機の預入れ、払戻し限度額を超える金額の取引が発生する場合は、当金庫が別途定める方法によることとし、預金名義人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱いします。

#### 6. (解約)

この預金口座を解約する場合には、キャッシュカードと口座開設アプリで開設した口座の提示および運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、当金庫のお取引店に申し出てください。

#### 7. (この特約の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化などの相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへ掲載するなど相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当期間の経過した日から適用されるものとします。

以上

2022年3月現在

 さわやか信用金庫